

都市計画公園及び緑地に関する都市計画法第53条第1項の港区許可取扱基準

都市計画法第54条の規定に該当する建築物以外の建築物についての同法第53条第1項の許可については、同法の主旨から、できる限り抑制するべきですが、諸般の事情によりやむを得ないものについての許可取扱基準を定めました。

なお、運用にあたりましては、許可の範囲を必要最小限にとどめるよう努めるものとします。

令和2年10月1日

種 別		許 可 取 扱 基 準
都 市 公 園		1 次の各号の一に該当する建築物 (1) 都市公園法第2条第2項に規定する公園施設（以下「公園施設」という。）で、都市計画の目的と整合が図られていると認められるもの (2) 都市公園法第7条で占用を認められる建築物（以下「占用建築物」という。）で、都市計画の目的に支障がないと認められるもの
都市公園に準ずるもので現況の風致及び利用を保持するもの	地方公共団体が管理する都市公園と同種の公園的施設	2 次の各号の一に該当する建築物 (1) 公園施設と同種のもので、都市計画の目的と整合が図られていると認められるもの (2) 占用建築物に該当するもので、都市計画の目的に支障がないと認められるもの (3) (1)の施設に類似する建築物で、当該公園的施設の性格に適合し、都市計画の目的に支障がないと認められるもの
	都市公園と同種の公園的施設で、自然教育園、明治神宮外苑等管理者が地方公共団体でないため、都市公園と称しえないもの	3 次の各号の一に該当する建築物 (1) 公園施設と同種のもので、都市計画の目的と整合が図られていると認められるもの (2) 占用建築物に該当するもので、都市計画の目的に支障がないと認められるもの (3) (1)の施設に類似する建築物で、当該公園的施設の性格に適合し、都市計画の目的に支障がないと認められるもの
	風致が公園に類似し一般に公開される社寺境内地のようなもの	4 次の各号の一に該当する建築物 (1) 占用建築物に該当するもので、都市計画の目的に支障がないと認められるもの (2) これら施設を維持し、運営する目的のために必要最小限度であり、都市計画の目的に支障がないと認められるもの (3) 階数3以下で、かつ、地階を有しない、主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であり、容易に移転し、又は除却することができるものと認められるもの
一般宅地等で将来都市公園の設置を目的とするもの		5 次の各号の一に該当する建築物 (1) 公園施設と同種のもの及び公園施設に転用が容易なもので、かつ、都市計画の目的と整合が図られていると認められ、当該建築物の敷地内における公園施設と同種のもの及び公園施設に転用が容易なものの建築面積の総計が、原則として都市公園法第4条の規定に適合するもの (2) 占用建築物に該当するもので、都市計画の目的に支障がないと認められるもの (3) 建築物で、延べ面積が30平方メートル以下のもの (4) 官公署、学校、病院、試験研究所その他これらに類する施設の敷地内、又はこれらのグラウンド、苗圃、農場等内における建築物で、公益上の観点からこれら施設を維持し、運営する目的のために必要最小限度であると認められるもの (5) 敷地を主として空地のまま利用する試験研究所、浄水場、下水処理場、ポンプ場、自動車駐車場、自動車教習所等公益上やむを得ないと認められる施設内の建築物で、建ぺい率が10分の2以下であるもの (6) 階数が3以下で、かつ、地階を有しない、主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であり、容易に移転し、又は除却することができるものと認められるもの (7) 東京都民設公園事業実施要綱に基づき、民設公園事業者が東京都知事と民設公園事業の実施について契約した上で建築される建築物